

平成29年6月1日

会 員 各 位

公益社団法人兵庫県バス協会

平成29年度「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」
の実施要領の送付について

平素より当協会業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、公益社団法人日本バス協会の平成29年度運輸振興助成交付金に係るバス輸送改善推進事業のうち標記事業の実施要領が定められましたのでお知らせします。

なお、当該事業の助成を希望される事業者様におかれましては、添付の当該事業実施要領に従い期日までに当協会経由で公益社団法人日本バス協会へ提出する必要がありますので、当協会へは平成29年10月6日までに当該事業実施要領に定める「交付申請書」を提出して下さい。

平成29年度「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」実施要領

公益社団法人 日本バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、バス輸送改善推進に関する活性化事業実施要綱に定めるもののほか、公益社団法人日本バス協会（以下「日本バス協会」という。）が運輸事業振興助成交付金による中央事業として、旅客の安全確保のため、「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」を実施するための必要な事項を定め、都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）所属の会員事業者（公営事業者を除く。）に対し、助成金を交付することを目的とする。

(助成対象の条件)

第2条 以下の条件をすべて満たすものを助成の対象とする。

- (1) 大型二種免許は、道路交通法第86条第1項に定めるものであること。
- (2) 助成対象者は、平成28年10月1日から平成29年9月30日の期間に大型二種免許を取得した正社員、契約社員、嘱託社員（以下「社員」という。）であること。及び会員事業者が貸付した場合、大型二種免許取得費用をこの期間に免除した社員であること。かつ、助成対象者は、バス運転者として選任され、運転業務に従事する者であること。
- (3) 大型二種免許の取得方法は、公認の自動車教習所であること。
- (4) 大型二種免許取得費用は、会員事業者が自動車教習所に支払った大型二種免許取得費用を対象とし、費用負担額は助成額（日本バス協会以外の同一目的の補助金を含む）を上回るものとする。

(助成額)

第3条 助成額は、次のとおりとする。

- (1) 運転者1名につき50千円とする。
- (2) 1事業者当たりの助成対象人数は10名までとし、助成限度額は500千円とする。
- (3) 会員事業者からの申請額が予算額を上回った場合は、予算額の範囲内で調整し、助成単価（千円未満切捨）を決定する。

(交付申請)

第4条 会員事業者は、助成金の申請をする場合は、様式1又は様式1（貸付用）の「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」助成金の額の決定依頼書及び事業完了報告（以下「交付申請書」という。）を平成29年10月10日までに、会員事業者が所属する地方バス協会を經由し日本バス協会へ提出しなければならない。

2 地方バス協会は、交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い、様式2により日本バス協会に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 日本バス協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、様式3の「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」助成金の額の決定通知書により地方バス協会に通知する。会員事業者への通知は、助成金の交付をもって通知とする。

(助成金の交付)

第6条 日本バス協会は、地方バス協会への決定通知後に、地方バス協会を経由して会員事業者に助成金を交付する。

(交付申請の取下げ)

第7条 助成金の交付決定後、交付申請の取り下げをする会員事業者は、速やかに、地方バス協会を経由して様式4の「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」助成金取下げ申請書を日本バス協会に提出しなければならない。

2 地方バス協会は、取下げ申請書を受理したときは、速やかに、日本バス協会に提出するものとする。

(助成金の交付取消と返還)

第8条 会員事業者が、次に掲げる各号の何れかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 会員事業者が地方バス協会を脱会したとき。

(4) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領にもとづく命令に違反したとき。

2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、日本バス協会は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

3 会員事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく地方バス協会を経由して日本バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(提出部数)

第9条 この要領に定める、申請書等の提出部数は1部とする。

(その他必要な事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、日本バス協会が別にこれを定める。

附 則 (平成29年5月31日)

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

(地方バス協会経由)
 公益社団法人日本バス協会
 会 長 様

所在地
 事業者名
 役職名
 代表者名 ⑩
 担当部課名
 担当者名
 T E L

「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」
 助成金の額の決定依頼書及び事業完了報告
 (平成29年度)

標記事業について、「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」実施要領第4条に基づき、
 下記のとおり申請いたします。
 なお、助成金は地方バス協会を経由して交付されるようお願いいたします。

記

1. 助成申請人数及び助成金申請額

助成申請人数	名	助成金申請額	※ 千円
--------	---	--------	---------

※ 助成対象者については、「様式1の別紙」のとおりです。

2. 助成金振込先

銀行	支店
口座番号 (普通 ・ 当座)	
口座名義	

3. 次の資料を添付して下さい。(添付しているものにチェック☑をつけて下さい。)

- ① 従業員台帳又は乗務員(運転士)台帳の写し(入社日及び雇用形態が確認できること)
- ② 運転免許証の写し(両面)
- ③ 自動車教習所発行のバス事業者あての領収書写し
(バス事業者あての請求書写し及び振込書写しでも可)
- ④ 取得費用の一部を運転者個人が負担している場合は、その負担額が確認できるもの

(注) 1. 大型二種免許取得費用を社員に貸付をしている場合は、様式1(貸付用)の様式で申請してください。
 2. 上記1. 助成金申請額(※印)について、会員事業者からの申請額が予算額を上回った場合は、調整されます。その場合の助成金交付額は、助成金申請額以下となります。

様式1の別紙

事業者名

(金額単位:円)

助成対象者(運転者)氏名	大型二種免許取得年月日		雇用形態	大型二種免許取得費用(税込)			事業者が教習所に費用を支払った日	日バス以外の補助金申請先申請年度及び補助(予定)額(ある場合(予定含む)記入すること)
	社員採用年月日	社員採用年月日		事業者負担額①	社員(運転者)負担額②	費用総額①+②		
1	平成	年月日					平成	年月日
2	平成	年月日					平成	年月日
3	平成	年月日					平成	年月日
4	平成	年月日					平成	年月日
5	平成	年月日					平成	年月日
6	平成	年月日					平成	年月日
7	平成	年月日					平成	年月日
8	平成	年月日					平成	年月日
9	平成	年月日					平成	年月日
10	平成	年月日					平成	年月日

- 注1. 大型二種免許取得費用を社員(運転者)に貸付をしている場合は、様式1の別紙(貸付用)に記入してください。
- 注2. 「大型二種免許取得年月日」は、平成28年10月1日から29年9月30日までが対象となります。
- 注3. 「雇用形態」の欄は、平成29年9月30日時点(予定含む)の正社員または嘱託社員または契約社員または嘱託社員のいずれかを記入してください。
- 注4. 日本バス協会以外に、同一目的の補助金申請をしている場合(予定含む)は、該当欄(表中右端)に申請先、申請年度及び補助額(又は予定額)を記入して下さい。
- 注5. この事業は、事業者負担額が日本バス協会を含め国等(地方バス協会含む)からの補助金額の合計を超えるものについて対象となります。(同額不可)
- 注6. 助成金申請額は、1名につき5万円限度となります。1事業者当たりの人数は10名まで、助成限度額は50万円です。

(地方バス協会経由)
 公益社団法人日本バス協会
 会 長 様

所在地
 事業者名
 役職名
 代表者名
 担当部課名
 担当者名
 T E L

「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」
 助成金の額の決定依頼書及び事業完了報告
 (平成29年度)

標記事業について、「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」実施要領第4条に基づき、
 下記のとおり申請いたします。
 なお、助成金は地方バス協会を経由して交付されるようお願いいたします。

記

1. 助成申請人数及び助成金申請額

助成申請人数	名	助成金申請額	※ 千円
--------	---	--------	---------

※ 助成対象者については、「様式1の別紙(貸付用)」のとおりです。

2. 助成金振込先

銀行	支店
口座番号 (普通 ・ 当座)	
口座名義	

3. 次の資料を添付して下さい。(添付しているものにチェック☑をつけて下さい。)

- ① 従業員台帳又は乗務員(運転士)台帳の写し(入社日及び雇用形態が確認できること)
- ② 運転免許証の写し(両面)
- ③ 自動車教習所発行のバス事業者あての領収書写し
(バス事業者あての請求書写し及び振込書写しでも可)
- ④ 取得費用の一部を運転者個人が負担している場合は、その負担額が確認できるもの
- ⑤ 返済免除特約条件付き金銭消費貸借契約書の写し

(注) 上記1. 助成金申請額(※印)について、会員事業者からの申請額が予算額を上回った場合は、調整されます。その場合の助成金交付額は、助成金申請額以下となります。

様式1の別紙(貸付用)

事業者名

(金額単位:円)

助成対象者(運転者)氏名	大型二種免許取得年月日		雇用形態	大型二種免許取得費用(税込)		取得費用 貸付金額	貸付日		日バス以外の補助金受領先 受領年度及び補助額 (ある場合、記入すること)
	社員採用年月日	社員採用年月日		事業者負担額	社員(運転者)負担額		免除日	年月日	
1	平成	年月日					平成	年月日	
2	平成	年月日					平成	年月日	
3	平成	年月日					平成	年月日	
4	平成	年月日					平成	年月日	
5	平成	年月日					平成	年月日	
6	平成	年月日					平成	年月日	
7	平成	年月日					平成	年月日	
8	平成	年月日					平成	年月日	
9	平成	年月日					平成	年月日	
10	平成	年月日					平成	年月日	

- 注1. 大型二種免許取得費用を会員事業者が自動車教習所へ支払い後、社員(運転者)に貸付をした場合は、この用紙に記入してください。
- 注2. 大型二種免許取得費用を社員に貸付をした場合は、平成28年10月1日から平成29年9月30日の間に費用を免除したものとします。
- 注3. 「雇用形態」の欄は、平成29年9月30日時点(予定含む)の正社員または契約社員または嘱託社員または嘱託社員のみを記入してください。
- 注4. 日本バス協会以外に、同一目的の補助金を受けた場合は、該当欄(表中右端)に受領先、受領年度及び補助額を記入してください。
- 注5. この事業は、事業者負担額が日本バス協会を含め国等(地方バス協会含む)からの補助金額の合計を超えるものについて対象となります。(同額不可)
- 注6. 助成金申請額は、1名につき5万円限度となります。1事業者当たりの人数は10名まで、助成限度額は50万円です。

様式 2

第 号
平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会
会 長 様

〇〇社団法人 バス協会
会 長 ㊤

「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」助成金の額の決定依頼書
及び事業完了報告の提出について
(平成29年度)

標記について、事業者からの交付申請書を審査し、別紙のとおり取りまとめましたので、
提出します。

なお、助成金については、当協会の下記口座に振込み願います。

記

【助成金振込先】 _____ 銀行 _____ 支店

口座番号 (普通預金・当座預金) _____

口座名義 _____

【※様式2の別紙については、郵送及びデータの双方において送付願います。】

様式2の別紙、様式3の別紙（共通）

協会名

（単位：名、千円）

	事業者名	申請人数 (助成人数)	申請額 (助成額)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
合計	社		

※ 様式1に基づき記入して下さい。

本様式は、様式2の別紙、様式3の別紙それぞれに共通の様式です。

第 号
平成 年 月 日

地方バス協会会長 様

公益社団法人日本バス協会
会 長 名

「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」助成金の額の決定について（通知）
（平成 29 年度）

貴協会から申請のあった標記事業については、下記のとおり交付決定したので通知します。
なお、事業者別の助成人数及び助成額は別紙のとおりです。

記

1. 事業者数 _____ 社
2. 助成人数 _____ 名
3. 助成金額 _____ 千円

様式 4

平成 年 月 日

(地方バス協会経由)
公益社団法人日本バス協会
会 長 様

事業者名
役職名
代表者名

㊟

「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」助成金取下げ申請書

平成 年度に助成を受けた標記事業について、下記のとおり助成金を取下げたいので、
「バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業」実施要領第7条に基づき、申請します。

記

【取下げの内容】

1. 人数
2. 助成金額
3. 取下げ理由